

株 主 各 位

# 第80回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

① 事業報告

主要な営業所及び工場、従業員の状況、主要な借入先、責任限定契約の内容の概要、役員等賠償責任保険契約の内容の概要、会計監査人の状況、会社の体制及び方針

② 連結計算書類

連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表

③ 計算書類

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

④ 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書、会計監査人の監査報告書、監査等委員会の監査報告書

グローリー株式会社

# 事業報告

## 企業集団の現況に関する事項

### ■ 主要な営業所及び工場

#### ① 当社

本 社	兵庫県姫路市下手野 一丁目3番1号
東京本部	東京都千代田区外神田四丁目14番1号 秋葉原UDX
工場等	本社工場（兵庫県）、埼玉工場（埼玉県）、品川事業所（東京都）
営業拠点	東日本支店（埼玉県）、首都圏支店（東京都）、東海支店（愛知県）、近畿支店（大阪府）、西日本支店（福岡県）

#### ② 子会社

「重要な子会社及び企業再編等の状況 ①重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

### ■ 従業員の状況

#### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
11,266 (1,240) 名	△126 (25) 名

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

#### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,139 (586) 名	△14 (22) 名	42.8歳	18.5年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ■ 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	13,689百万円
株式会社三菱UFJ銀行	8,317百万円
株式会社国際協力銀行	5,756百万円
株式会社日本政策投資銀行	3,850百万円
株式会社みずほ銀行	3,358百万円
三井住友信託銀行株式会社	3,300百万円

# 会社役員に関する事項

## ■ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、その期待される役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結できる旨を定款で定めております。これに基づき、当社と、社外取締役であるイアン・ジョーダン、池田育嗣、内藤宏治、加藤恵一、生川友佳子の5氏は、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## ■ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の全取締役、監査役、執行役員、管理職従業員等を被保険者として役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求等を提起された場合における損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。ただし、犯罪行為や法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該保険の保険料は全て当社及び当社子会社が負担しております。

# 会計監査人の状況

## ■ 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

## ■ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	金額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	1億44百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1億49百万円

- (注) 1. 当社と有限責任監査法人トーマツとの間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、その合計額を記載しております。
2. 海外の子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令を含む。）を受けております。
3. 監査等委員会は、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前期の会計監査の職務執行状況、報酬見積りの算出根拠等について検討を行った結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

## ■ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、他社に提供する情報システムセキュリティに係るアドバイザリー業務に関する対価を支払っております。

## ■ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。また、上記による解任の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会が、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

# 会社の体制及び方針

## ■ 取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

### 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

当社が、業務の適正を確保するための体制として2024年5月10日開催の取締役会で決議しております「内部統制システムに関する基本方針」の内容は、次のとおりであります。

#### ①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社グループの「企業理念」は、「私たちは『求める心とみんなの力』を結集し、セキュア（安心・確実）な社会の発展に貢献します」である。この企業理念には、不屈の精神で製品開発に取り組み、社会の発展に貢献するとともに、持続的な企業の発展を目指すという思いが込められている。

この理念に基づき当社グループは、社会と共生し、すべてのステークホルダーの皆様との信頼関係を築き上げるために、社長を始め全取締役が自らコンプライアンス経営を実践するとともに、繰り返し使用人に伝え、法令及び社会倫理の遵守が企業活動の前提であることを徹底する。

また、当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスに係る基本的な考え方、方針等は、「コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」において規定する。

- イ. 取締役会は、法令・定款、取締役会規程等に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督する。
- ウ. 当社は、指名諮問委員会・報酬諮問委員会を設置し、同委員会において取締役会の審議機能サポート及び第三者的なチェックを行うことにより、取締役・執行役員の指名及び報酬決定プロセスの透明性・客観性を確保する。
- エ. 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含めた取締役の職務の執行を監査・監督する。
- オ. 当社は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、社外有識者を含む構成員により当社グループのコンプライアンスに関する重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する。

また、当社取締役会は、コンプライアンス統括責任者を役員より任命し、コンプライアンス委員会事務局を中心に、施策の企画・立案・実施ならびに監視・研修にあたらせる。

- カ. 当社は、グループにおけるコンプライアンス全般に関する相談窓口（ヘルプライン）として、①所属部門の上司、②コンプライアンス委員会事務局、③社外相談窓口（弁護士事務所）、④社外相談窓口（外部専門機関）の4つを設置し、問題の早期発見・是正を図るとともに、「グループ内部通報規程」に基づき相談者の保護に努める。
- キ. 当社は、反社会的な勢力とは一切の関係を遮断し、どのような名目であっても、いかなる利益供与も行わず、関係行政機関と密接に連携協力し、反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うことを「グローリー法令遵守規範」において基本方針として規定する。また、総務部門は統括部署として統括責任者を設置し、各支店の担当者と連携協力する体制を取る。総務部門は、関係行政機関が主催する講習会等には平素から積極的に参加して情報収集に努め、取締役及び使用人に対して適宜研修活動を行い、緊急時には顧問弁護士及び関係行政機関と連携して対応する。

### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関し、「文書管理規程」に基づき、保存対象文書、保存期間及び文書管理責任者を定め、情報の保存・管理を行う。
- イ. 取締役は、取締役会議事録等の取締役の職務執行に係る情報を常時閲覧できるものとする。
- ウ. 情報の保存・管理の適切性を維持するため、「情報セキュリティ規程」及び関連する規則類を定め、運用する。

### ③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 当社は、「リスク管理規程」に基づき「リスク管理マニュアル」及び「危機管理マニュアル」を規定し、当社グループにおけるあらゆるリスクの未然防止と危機発生時の損失最小化及び早期回復のために適切な対応を図る。
- イ. 当社は、当社グループのリスク管理を統括する組織としてリスク管理委員会を設置し、選定されたリスクの項目ごとに主管部門、責任者を定め、リスクに関する予防措置を実施する。  
また、危機発生時に迅速に対応できる体制を確保する。

#### ④当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 当社は、毎月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、その他重要事項に関する的確な意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行状況を監督する。
- イ. 当社は、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任可能なよう定款に定めるとともに、執行役員制度を導入し、業務執行権限を取締役または執行役員に委譲することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ウ. 当社は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標として『2026中期経営計画』を定め、各戦略の下、適正かつ効率的な業務の推進を図る。
- エ. 当社は、当社及び各子会社の組織、階層における責任と権限を「決裁権限規程」において明確にし、適宜権限委譲を行うことにより、迅速かつ的確な意思決定を行うことのできる体制を確保する。

#### ⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社は、グループコンプライアンス担当役員を選定し、子会社の役員及び使用人に啓蒙活動を行うとともに、法令、「グローリー法令遵守規範」及び各社社内規程の遵守・徹底を図る。
- イ. 当社の監査等委員会は、グループ各社の監査役と定期的あるいは必要時に会合を持ち、連結経営に対応したグループ全体の監視・監査が実効的かつ適正に実施できるよう、組織上監査等委員会の直轄部門と位置づけられた内部監査部門である監査部及び会計監査人と緊密な連携を図る。
- ウ. 当社の取締役会において、子会社の経営戦略に係る重要事項や経営基本方針・利益計画の承認ならびに四半期ごとの業績・財務状況その他重要な事項について報告させること等を通して、子会社の業務の適正化を図る。
- エ. 当社は、取締役・執行役員等を、必要に応じ各子会社の取締役または監査役として配置するとともに、「グループ会社管理規程」等に基づき、子会社と相互に連携し、当社グループの企業価値向上及び内部統制の強化を図る。
- オ. 当社は、組織上監査等委員会の直轄部門と位置づけられた内部監査部門である監査部が当社及び子会社に対し内部監査を実施し、当社グループの内部統制の有効性と妥当性を適時に評価するとともに、監査等委員会に加えて、代表取締役社長に対してその内容を適時かつ直接に報告する。

- カ. 当社の経営企画部門は、子会社を統括する適切な統治部門を定め、コーポレート部門と連携のうえ、各子会社の内部統制が有効に機能するよう、各子会社の内部統制システムを始めとする管理体制につき指導する。また、当該統治部門は、当社のコーポレート部門と連携のうえ、統治すべき子会社の会社運営につき管理責任を負う。
- キ. 財務報告の作成過程において虚偽記載や誤謬等が生じないように、IT利用による統制も含め実効性のある内部統制を行う。
- ク. 当社は、金融商品取引法が求める財務諸表の適正性を確保するため、内部統制評価委員会を設置することで、関係部署間の連携を図り、内部統制システムを有効なものにする。また、社長は、定期的に取締役及び使用人から財務報告に係る内部統制の構築運用状況について報告を受ける。

**⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項**

- ア. 取締役会は、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会と協議のうえ監査等委員会の求める知見を十分に有する専任の使用人を補助使用人として配置する。
- イ. 補助使用人は、監査等委員会の指示に従いその職務を行うとともに、子会社の監査役を兼務可能とする。
- ウ. 補助使用人の指揮権は、補助使用人の独立性を確保するため監査等委員会が指定する期間中は監査等委員会に委譲され、監査等委員でない取締役の指揮命令は受けない。
- エ. 補助使用人の任命・異動・人事権に係る事項の決定は、監査等委員会の事前の同意を得る。

**⑦当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制**

- ア. 当社の監査等委員でない取締役及び使用人ならびに子会社の取締役・監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者（以下、総称して「取締役及び使用人等」という。）は、当社グループに著しい損害を及ぼす事項、不正行為や重大な法令・定款違反行為が発生した事実もしくは発生するおそれがある場合等には、発見次第速やかに当社の監査等委員会に対して報告を行う。
- イ. 当社グループにおいては、取締役及び使用人等に対し、上記に定める報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する。

- ウ. 当社の監査等委員会は、必要に応じて取締役及び使用人等から報告または情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができ、取締役及び使用人等は、これに迅速・的確に対応する。

#### ⑧その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査等委員である取締役は、監査等委員でない取締役の重要な職務の執行を審議する会議に出席することができる。
- イ. 当社は、連結経営に対応したグループ全体の監視・監査がより実効的かつ適正に実施できるよう、内部監査部門を監査等委員会の直轄部門として位置づけ、監査等委員会に対する直接的な報告が行われる仕組みを組織上構築するとともに、監査等委員会は、会計監査人とも密接な連携を図ることにより、監査の実効性を高める。
- ウ. 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見交換する。
- エ. 監査等委員会は、職務遂行にあたり、必要に応じて公認会計士、弁護士、コンサルタントその他外部のアドバイザーを活用することができる。
- オ. 当社は、監査等委員会がその職務の執行について費用または債務を請求したときは、取締役会において必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を負担する。

#### 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における「内部統制システムに関する基本方針」の運用状況の概要は、次のとおりであります。

#### ①法令・定款への適合を確保するための体制

- ・法令、定款、「取締役会規程」等の定めに従い、取締役会において当社及びグループ会社に係る重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行状況の報告を受け、役職員による職務や業務執行の適正性、効率性につき、監督を実施いたしました。
- ・企業理念等の浸透・徹底やコンプライアンス経営の実践のために、コンプライアンス委員会においてコンプライアンスに係る重要事項の審議を行うとともに、グループ内の役職員を対象とした啓蒙活動や研修を実施いたしました。

## ②リスク管理に関する体制

- ・リスク管理委員会において定めた年度重点実施項目に基づき、諸活動を展開いたしました。当社においては、大規模地震を想定した机上のBCP（事業継続計画）訓練を実施し、関連規程等の実効性を確認いたしました。
- ・情報システム及び情報通信ネットワークの適正管理及びサイバー攻撃等による情報漏洩や紛失の未然防止ならびにセキュリティインシデント発生時の影響を最小限に抑えるために、取締役会が選任した情報セキュリティ統括責任者を長とする体制を構築するとともに、当社及び各子会社に対し「情報セキュリティ規程」に基づく運用状況等に係る監査や各種研修の実施、情報セキュリティポリシーのグループ共通化を推進いたしました。また、業務委託先における情報管理状況に係る監査も実施いたしました。

## ③効率的な職務執行を確保するための体制

- ・執行役員制度による効率的な業務執行機能を可能とする体制を活かし、事業経営の迅速化や効率化に努めつつ、着実な業務執行を実施いたしました。
- ・『2026中期経営計画』の各戦略を推進し、事業経営の迅速化や収益性の向上に努めました。
- ・子会社化または資本・業務提携等を通じた体制強化及び買収子会社との事業基盤の高度化を推進中であり、Acrelecグループ、Flooidグループ、Showcase Gig社とのシナジーの創出に向けた取組みを進めるとともに、アドインテ社との協業強化等、新領域事業拡大に向けた施策を積極的に展開いたしました。
- ・取締役会及び経営に係る重要な意思決定の迅速化・効率化に加え、取締役会の監督機能の強化を図りました。

## ④グループ管理体制

- ・グループ会社の重要な業務執行につき、「決裁権限規程」及び「グループ会社管理規程」等に従い、当社が決議または決裁するとともに、各社から経営上の重要事項につき報告を受けました。
- ・当社及びグループ会社の経営幹部を出席者とする会議を開催し、当社グループ全体の中長期方針や戦略、単年度目標、重要課題の伝達・共有を行いました。

#### ⑤監査等委員会の監査体制

- ・取締役会の他、経営会議、サステナビリティ委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、取締役の職務の執行や内部統制に関する監査を行いました。
- ・取締役、執行役員等との意思疎通及び情報交換を定期的を実施し、内部統制システムの運用状況の適正性につき確認いたしました。
- ・グループ各社の監査役、会計監査人、内部監査部門等との連携を図ることにより、グループ全体に係る監査の実効性確保及び深化に努めました。



## ■ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会に加え、取締役会においても剰余金の配当等の決定を行うことができるよう定款に定めており、中間期及び期末の年2回、剰余金の配当を行うこととしております。

また、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけ、「将来の事業への投資及び財務体質の維持・強化を図りつつ、安定した配当を継続すること」を基本方針とし、2026年3月期においては、「2024年3月期の配当金額（1株につき年間106円）を基準とした累進配当」、「株主資本配当率（DOE）3%以上」及び「総還元性向100%以上」を目標としております。

上記の基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき56円とさせていただきたく、2026年6月26日開催の第80回定時株主総会における第1号議案「剰余金の配当の件」にて付議しております。当該議案が原案どおり承認可決されますと、すでに取締役会決議により実施済みの中間配当金56円を合わせた年間配当金は1株につき112円となり、株主資本配当率（DOE）は3.0%となります。

# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	当 期	前期(ご参考)	科 目	当 期	前期(ご参考)
<b>資 産 の 部</b>			<b>負 債 の 部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>219,390</b>	<b>219,913</b>	<b>流動負債</b>	<b>130,970</b>	<b>119,696</b>
現金及び現金同等物	50,042	51,468	営業債務及びその他の債務	16,782	19,395
営業債権及びその他の債権	67,110	66,636	社債及び借入金	23,204	19,700
棚卸資産	85,459	89,667	リース負債	7,169	6,570
その他の金融資産	3,379	2,321	従業員給付	17,162	17,875
その他の流動資産	12,535	9,818	その他の金融負債	15,228	10,890
小計	218,527	219,913	未払法人所得税	1,810	968
売却目的で保有する資産	863	—	その他の流動負債	49,613	44,295
<b>非流動資産</b>	<b>233,099</b>	<b>225,753</b>	<b>非流動負債</b>	<b>103,064</b>	<b>119,826</b>
有形固定資産	36,110	36,000	社債及び借入金	52,070	59,215
使用权資産	18,764	18,075	リース負債	11,553	11,936
のれん及び無形資産	127,457	124,936	従業員給付	15,154	19,097
持分法で会計処理されている投資	938	462	その他の金融負債	1,448	8,397
その他の金融資産	17,927	16,492	繰延税金負債	15,263	12,771
繰延税金資産	25,110	23,437	その他の非流動負債	7,574	8,407
その他の非流動資産	6,789	6,348			
			<b>負債合計</b>	<b>234,035</b>	<b>239,523</b>
			<b>資 本 の 部</b>		
			<b>親会社の所有者に帰属する持分</b>	<b>217,878</b>	<b>205,373</b>
			資本金	12,892	12,892
			資本剰余金	10,669	10,525
			利益剰余金	199,449	188,758
			自己株式	△20,578	△7,705
			その他の資本の構成要素	15,444	901
			<b>非支配持分</b>	<b>576</b>	<b>769</b>
			<b>資本合計</b>	<b>218,454</b>	<b>206,143</b>
<b>資産合計</b>	<b>452,489</b>	<b>445,667</b>	<b>負債及び資本合計</b>	<b>452,489</b>	<b>445,667</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
<b>売上収益</b>	<b>339,582</b>	<b>368,645</b>
売上原価	△184,524	△203,064
<b>売上総利益</b>	<b>155,058</b>	<b>165,580</b>
販売費及び一般管理費	△125,735	△123,140
減損損失	△552	△68
その他収益	1,573	1,315
その他費用	△591	△1,655
<b>営業利益</b>	<b>29,752</b>	<b>42,032</b>
金融収益	790	2,590
金融費用	△6,361	△7,498
持分法による投資損益 (△は損失)	475	△2,512
<b>税引前利益</b>	<b>24,657</b>	<b>34,612</b>
法人所得税費用	△9,056	△9,720
<b>当期利益</b>	<b>15,601</b>	<b>24,892</b>
当期利益の帰属		
親会社の所有者	15,388	24,504
非支配持分	212	387
当期利益	15,601	24,892

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結持分変動計算書

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	合計		
2025年4月1日残高	12,892	10,525	188,758	△7,705	901	205,373	769	206,143
当期利益			15,388			15,388	212	15,601
その他の包括利益					15,887	15,887	108	15,996
当期包括利益合計			15,388		15,887	31,276	321	31,597
剰余金の配当			△6,043			△6,043	△365	△6,409
株式報酬取引		146				146		146
子会社に対する所有持分の変動		△2				△2	△148	△150
自己株式の取得				△13,481		△13,481		△13,481
自己株式の処分				608		608		608
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			1,345		△1,345			
所有者との取引額等合計		144	△4,697	△12,872	△1,345	△18,771	△514	△19,286
2026年3月31日時点の残高	12,892	10,669	199,449	△20,578	15,444	217,878	576	218,454

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS会計基準」）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRS会計基準に求められる開示項目の一部を省略しております。

#### (2) 連結の範囲に関する事項

##### 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数……………81社
- ・主要な連結子会社の名称……………グローリープロダクツ株式会社  
グローリーナスカ株式会社  
北海道グローリー株式会社  
光栄電子工業（蘇州）有限公司  
GLORY (PHILIPPINES), INC.  
Sitrade Italia S.p.A.  
Glory Global Solutions (International) Ltd.  
Glory Global Solutions (France) S.A.S.  
Glory Global Solutions Inc.  
Glory Global Solutions (Singapore) Pte. Ltd.  
Acrelec Group S.A.S.  
Flood Midco Limited

#### (3) 持分法の適用に関する事項

##### ①持分法を適用している関連会社の状況

- ・関連会社の数……………4社
- 主要な関連会社の名称……………株式会社アドインテ

#### (4) 連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度において、Glory Global Solutions Ltd.、Glory Global Solutions (Topco) Ltd.、Glory Global Solutions (Midco) Ltd. 及び Glory Global Solutions (Holdings) Ltd.は、Glory Global Solutions (International) Ltd. を存続会社とした吸収合併により、Flooid Topco Limited 他5社は、Flooid Midco Limited を存続会社とした吸収合併によりそれぞれ消滅しております。

当連結会計年度において、Glory Global Solutions (Shanghai) Co., Ltd.他1社は清算したため、連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度において、ACRELEC CANADA INC. を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

#### (5) 会計方針に関する事項

##### 【連結の基礎】

##### ①子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業であります。支配とは、投資先に対するパワーを有し、投資先への関与により生じるリターンの変動に晒され、かつ投資先に対するパワーを通じてリターンに影響を与える能力を有する場合をいいます。

子会社の計算書類は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結計算書類に含まれております。支配を喪失しない子会社に対する所有持分の変動は、資本取引として会計処理しております。支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得又は損失は純損益で認識しております。従来の子会社に対する持分を保持する場合には、その持分は支配喪失日の公正価値で測定します。当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引によって発生した未実現損益は、連結計算書類の作成に際して消去しております。

子会社の決算日が当社の決算日と異なる場合には、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

##### ②関連会社

関連会社とは、当社グループがその財務及び経営方針に対して重要な影響力を有しているものの、支配又は共同支配をしていない企業であります。関連会社への投資は持分法によって会計処理しております。

関連会社に対する投資は取引コストを含む取得原価で認識されております。当社の投資には、取得時に認識したのれん相当額が含まれております。また、重要な影響力を有することとなった日から重要な影響力を喪失する日までの関連会社の損益及びその他の包括利益に対する当社グループの持分は、関連会社に対する投資額の変動として認識しております。

持分法適用会社の会計方針は、当社グループが適用する会計方針と整合させるため、必要に応じて修正しております。

関連会社の決算日が当社の決算日と異なる場合には、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

### 【企業結合】

企業結合は、取得法を用いて会計処理をしております。

取得対価は、取得企業が移転した資産、引き受けた負債及び発行した資本持分の取得日公正価値の合計額で測定しております。被取得企業における識別可能資産及び負債は、IFRS第3号「企業結合」が公正価値測定の例外として規定する繰延税金資産及び負債、従業員給付契約に係る資産及び負債等を除き、取得日の公正価値で測定しております。

のれんは、取得対価、被取得企業の非支配持分の金額及び取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計額が、取得日における識別可能資産及び負債の正味価額を上回る場合に、その超過額として測定しております。反対に下回る場合には、差額を純損益として認識しております。

企業結合を達成するために生じた取得関連コストは、発生時に費用として処理しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末までに完了していない場合には、完了していない項目を暫定的な金額で計上しております。取得日時点で存在していた事実及び状況に関する情報を、取得日当初に把握していたとしたら認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間（以下、「測定期間」）に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。新たに得た情報により資産と負債の追加での認識が発生する場合があります。測定期間は取得日から最長で1年間であります。

非支配持分は、公正価値で測定するか、または識別可能な純資産の認識金額の比例持分で測定するかを個々の取引ごとに選択しております。

## 【外貨換算】

### ①外貨建取引

当社グループの各社は、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各社の取引はその機能通貨により測定しております。

外貨建取引は、取引日における為替レート又はそれに近似するレートで機能通貨に換算しております。

外貨建貨幣性項目は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。外貨建の公正価値で測定される非貨幣性項目は、その公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しております。外貨建の取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は、取引日の為替レートで換算しております。為替換算差額は通常、純損益で認識し、金融収益又は金融費用として表示しております。ただし、公正価値で測定しその変動をその他の包括利益として認識する資本性金融商品の換算により発生した差額については、その他の包括利益として認識しております。

### ②在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで表示通貨に換算しております。在外営業活動体の収益及び費用は、為替レートの著しい変動がない限り、期中の平均為替レートをを用いて換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額はその他の包括利益で認識し、その累積額は非支配持分に配分している部分を除き、在外営業活動体の為替換算に累積しております。在外営業活動体の累積換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益に振り替えられます。

## 【現金及び現金同等物】

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

## 【棚卸資産】

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額とのいずれか低い価額で測定しております。取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のコストのすべてを含んでおり、原価の算定にあたっては、製品、仕掛品については総平均法、商品、原材料、貯蔵品については移動平均法を用いております。正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積売価から、完成までの見積原価及び販売に要する見積コストを控除した額であります。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産に対しては、最終在庫後の年数に応じて社内で策定したルールに基づき算定した評価損を計上しております。

## 【有形固定資産】

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連するコスト、解体・除去及び原状回復コスト、及び資産計上すべき借入コストが含まれます。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれ見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 3～50年
- ・機械装置及び運搬具 4～7年
- ・工具、器具及び備品 2～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

## 【のれん及び無形資産】

### ①のれん

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。のれんは償却を行わず、每期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損損失が発生した場合には純損益として認識し、その後の戻入れは行っておりません。

なお、のれんの当初認識時における測定は、【企業結合】に記載しております。

## ②無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

個別に取得した無形資産は当初認識時に取得原価で測定しており、企業結合により取得した無形資産の取得原価は取得日の公正価値で測定しております。

新しい科学的又は技術的知識の獲得のために行われる研究活動に対する支出は、発生時に費用計上しております。

開発活動による支出については、信頼性をもって測定可能で、技術的かつ商業的に実現可能であり、将来的に経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資質を有している場合にのみ、上記の認識条件のすべてを初めて満たした日から開発完了までに発生した費用の合計額を無形資産として資産計上しております。

耐用年数を確定できる無形資産はそれぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で償却しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年
- ・開発資産 5年
- ・顧客関係資産 5～20年
- ・その他無形資産 5～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は償却を行わず、每期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

## 【金融商品】

### ①非デリバティブ金融資産

#### (i) 当初認識及び測定

金融資産のうち、営業債権及びその他の債権は発生日に当初認識しており、その他の金融資産は、契約の当事者となった取引日に当初認識しております。当初認識時において、金融資産は以下のとおりの分類を行ったうえで公正価値により測定しております。

なお、当初認識時において金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で測定しております。

(償却原価で測定する金融資産)

次の条件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産)

当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択をした資本性金融商品については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(純損益を通じて公正価値で測定する金融資産)

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

## (ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(償却原価で測定する金融資産)

償却原価で測定する金融資産については、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しております。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産)

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については純損益として認識しております。

(純損益を通じて公正価値で測定する金融資産)

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

### (iii) 認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、認識を中止しております。なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産について、当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えております。

### ②金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産、契約資産及びリース債権に係る予想信用損失について、貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、連結会計年度の末日ごとに、当初認識時と比べた信用リスクの著しい増大の有無を検証しております。信用リスクが著しく増大しているか否かは、債務不履行リスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行リスクに変化があるか否かの判断にあたっては、内部信用格付けの格下げや、取引先の経営成績の悪化、期日超過情報等を考慮しております。

なお、特定の金融資産が連結会計年度の末日現在で信用リスクが低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識時以降に著しく増大していないと評価しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識時以降に著しく増大している場合、又は信用減損金融資産については、全期間の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。著しく増大していない場合には、12ヶ月間の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。予想信用損失は、契約に基づいて受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の割引現在価値に基づいて測定しております。

なお、営業債権、契約資産及びリース債権については、信用リスクの当初認識時からの著しい変動の有無に関わらず、全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額又は貸倒引当金を減額する場合における、貸倒引当金の戻入額は、純損益で認識しております。ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

### ③非デリバティブ金融負債

#### (i) 当初認識及び測定

非デリバティブ金融負債は、契約当事者になった取引日に当初認識し、償却原価で測定する金融負債又は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。

金融負債は、当初認識時に公正価値で測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、公正価値から直接帰属する取引コストを控除した額で測定しております。

#### (ii) 事後測定

##### (a) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債は、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

##### (b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

#### (iii) 認識の中止

金融負債は、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消又は失効となった時に認識を中止しております。

### ④デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替変動リスクや金利変動リスクを管理する目的で為替予約や金利スワップ等のデリバティブ取引を行っております。デリバティブは、契約の当事者となった時点の公正価値で当初認識し、その後も公正価値で事後測定しております。公正価値の変動額は純損益として認識しております。

なお、デリバティブについて、ヘッジ会計を適用しているものではありません。デリバティブは純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に分類しております。

## ⑤金融資産と金融負債の相殺

金融資産及び金融負債は、当社グループが認識された金額を相殺する法的権利を有しており、かつ、純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

## 【リース】

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

### ①借手側

使用权資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しております。取得原価は、リース負債の当初測定時に、リース開始日以前に支払ったリース料、当初直接コスト等を調整した金額で当初測定を行っております。また、リース構成部分と非リース構成部分を含んだ契約について、非リース構成部分を区別せずに、リース構成部分と非リース構成部分を単一のリース構成部分として会計処理しています。使用权資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い期間にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース負債は、開始日時点で支払われていないリース料をリースの計算利率を用いて割り引いた現在価値で当初測定しております。リースの計算利率が容易に算定できない場合には追加借入利率を用いており、通常、当社グループは追加借入利率を割引率として使用しております。開始日後は、リース負債に係る金利及び支払われたリース料を反映するよう、実効金利法に基づき帳簿価額を増減しております。リース料は、リース負債残高に対して一定の利率となるように、金融費用とリース負債残高の返済部分とに配分しております。金融費用は連結損益計算書上、使用权資産に係る減価償却と区分して表示しております。

リース期間は、リースの解約不能期間に、行使することが合理的に確実な延長オプション又は行使しないことが合理的に確実な解約オプションの有無及び更新の可能性、解約違約金の有無等を考慮の上、見積っております。

なお、リース期間が12ヶ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについては、使用权資産とリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

## ②貸手側

当社グループは、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを借手に移転するリースをファイナンス・リース取引に分類し、それ以外のリースはオペレーティング・リースとして分類しております。

ファイナンス・リース取引においては、リース開始日にファイナンス・リースに基づいて所有している資産を連結財政状態計算書に認識し、それらを正味リース投資未回収額に等しい金額で債権として計上しております。受取リース料は、元本の回収と受取利息相当額とに区分し、受取利息相当額は連結損益計算書において収益として認識しております。

オペレーティング・リース取引においては、対象となる資産を連結財政状態計算書に計上しており、受取リース料は連結損益計算書においてリース期間にわたって収益として認識しております。

## 【非金融資産の減損】

棚卸資産、繰延税金資産及び退職給付に係る資産を除く非金融資産は、期末日ごとに減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候が存在する場合には、減損テストを実施しております。ただし、のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産については、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

資金生成単位は、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の識別可能な資産グループとしております。企業結合から生じたのれんは、企業結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。全社資産は独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、当該全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額に基づき減損テストを実施しております。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。

資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合には純損益にて減損損失を認識し、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。資金生成単位又は資金生成単位グループに関連して認識した減損損失は、まずその単位の配分されたのれんの帳簿

価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額に基づき、比例配分しております。

過去の期間に認識した減損損失について戻入れを示す兆候が存在し、資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を上回る場合に、減損損失を戻入れています。減損損失の戻入額は、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額を上限として、純損益で認識しております。なお、のれんの減損損失については、戻入れを行っておりません。

#### 【売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業】

継続的使用ではなく、主に売却取引により帳簿価額が回収される非流動資産又は処分グループは、売却目的保有に分類しております。売却目的保有へ分類するためには、現状で直ちに売却することが可能であり、かつ、売却の可能性が非常に高いことを条件としており、当社グループの経営者が売却計画の実行を確約し、原則として1年以内に売却が完了する予定である場合に限っております。売却目的保有に分類した後は、帳簿価額又は売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しており、減価償却又は償却を行っておりません。

当社グループは、経営上の意思決定を行う単位としての事業について、既に売却された場合、あるいは売却目的保有として分類すべき要件を満たした場合に、当該事業を非継続事業として分類することとしております。

#### 【従業員給付】

##### ①退職後給付

当社及び一部の連結子会社では、従業員への退職給付制度として、確定給付制度と確定拠出制度を採用しております。

##### (i) 確定給付制度

確定給付制度に係る負債又は資産は、制度ごとの確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。この計算による資産計上額は、制度からの返還又は将来掛金の減額という利用可能な将来の経済的便益の現在価値を上限としております。

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の給付支払までの見込期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

当期勤務費用及び確定給付負債の純額に係る利息純額は、純損益にて認識しております。

確定給付制度の再測定により発生した増減額は、発生した期においてその他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。また、過去勤務費用は発生時に純損益として認識しております。

## (ii) 確定拠出制度

確定拠出年金制度への拠出は、従業員が労働を提供した期間における要拠出額を従業員給付費用として純損益に認識しております。

## ②短期従業員給付

短期従業員給付は、割引計算を行わず、関連する勤務が提供された時点で費用として認識しております。当社グループが従業員から過去に提供された勤務の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額の信頼性のある見積りが可能である場合に、支払われると見積られる額を負債として認識しております。

## ③その他の長期従業員給付

退職後給付以外の長期従業員給付に対する債務は、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を現在価値に割引くことによって算定しております。

## 【株式報酬】

当社グループは、持分決済型の株式報酬制度として、取締役向け株式報酬制度及び執行役員等向けインセンティブ・プランを導入しております。当該制度では、受領したサービスを付与日における当社株式の公正価値で測定し、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。なお、付与日における当社株式の公正価値は、観察可能な市場価格を基礎としており、予想配当を公正価値の測定に織り込んでおります。

## 【資本】

### ①資本金及び資本剰余金

当社が発行した資本性金融商品は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上しております。また、その発行に直接起因する取引コストは資本剰余金から控除しております。

### ②自己株式

自己株式は取得原価で評価し、資本から控除しており、自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失を認識しておりません。なお、帳簿価額と処分時の対価との差額は資本剰余金として認識しております。

## 【収益】

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等やIFRS第16号「リース」に基づいて認識される収益を除き、顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループの事業は、「金融市場」、「流通・交通市場」、「遊技市場」、「海外市場」及び「その他」の区分により構成されており、各市場において製品の製造、販売及びメンテナンス等の保守サービスの提供を行っております。

これらの市場の製品は、通常、製品が設置され顧客に引渡された時点で、当該製品に対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されるため、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。保守サービス収入は、契約のうち、主に、履行義務が時の経過につれて充足されるものについては、顧客との契約において約束された対価の金額を契約期間にわたり均等に収益認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価の金額から値引き等を控除した金額で測定しており、製品の販売に係る対価は、履行義務を充足してから概ね90日以内に受領しております。約束された対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

当該製品の販売に係る取引の対価を製品の引渡前に前受金として受領する場合や当該保守契約に係る取引の対価を契約時に一括で前受により受領している場合等については、履行義務が充足するまで契約負債を認識しております。

#### 【金融収益及び金融費用】

金融収益は、主として受取利息、受取配当金、為替差益及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債の公正価値の変動等から構成されております。受取利息は、実効金利法を用いて発生時に認識しております。受取配当金は、当社グループの受領権が確定した時点で認識しております。

金融費用は、主として支払利息、為替差損及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債の公正価値の変動等から構成されております。支払利息は、実効金利法を用いて発生時に認識しております。

#### 【法人所得税】

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成され、企業結合に関連するもの、及び直接資本又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益として認識しております。

##### ①当期税金

当期税金は、連結会計年度の課税所得に基づいて算定し、税務当局に納付又は税務当局から還付されると予想される金額で算定しております。税額の算定にあたっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、連結会計年度の末日までに制定され、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいております。

##### ②繰延税金

繰延税金資産及び負債は、連結会計年度の末日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

繰延税金資産は将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して、将来の課税所得により利用できる可能性が高い範囲内で認識し、繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識しております。

繰延税金資産の帳簿価額は每期見直され、繰延税金資産の一部又は全部の便益を実現させるのに十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は每期再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で、認識しております。

なお、以下の一時差異については、繰延税金資産及び負債を認識しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えず、かつ、同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、一時差異の解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異のうち、予測可能な期間内に一時差異が解消されない可能性が高い場合

繰延税金資産及び負債は、連結会計年度の末日までに制定され、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、当該資産が実現する期又は負債が決済される期に適用されると予想される税率によって算定されます。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法的強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、又は別々の納税主体であるものの当期税金資産及び当期税金負債を純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合に、相殺しております。

当社グループは、法人所得税の不確実な税務ポジションについて、税法上の解釈に基づき税務ポジションが発生する可能性が高い場合には、合理的な見積額を資産又は負債として認識しております。

当社及び一部の子会社は、グループ通算制度を適用しております。

当社グループは、IAS第12号「法人所得税」の一时的な例外規定を適用し、第2の柱の法人所得税に係る繰延税金資産及び負債の認識、及び開示はしておりません。

## 【1株当たり当期利益】

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期利益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の期中平均株式数で除して算定しております。

希薄化後1株当たり当期利益は、全ての希薄化性潜在的普通株式による影響について調整して計算しております。当社の潜在的普通株式は、業績連動型株式報酬制度に係るものであります。

### 【借入コスト】

意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産に関して、その資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入コストは、当該資産の取得原価の一部として資産化しております。その他の借入コストはすべて、発生した期間に費用として認識しております。

## 2. 重要な会計上の見積りに関する注記

### (1) 棚卸資産の評価

#### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

・商品及び製品	41,677百万円
・仕掛品	8,625百万円
・原材料及び貯蔵品	35,156百万円
棚卸資産の評価減の金額（△は戻入額）	△239百万円

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「注記1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (5) 会計方針に関する事項 【棚卸資産】」に従って棚卸資産の評価を実施しております。

これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) 非金融資産の減損

#### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

・のれん	78,656百万円
(減損損失)	552百万円

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、のれんを含む非金融資産について「注記1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (5) 会計方針に関する事項 【非金融資産の減損】」に従って減損テストを実施しております。減損テストにおける回収可能価額の算定において、見積将来キャッシュ・フローの基礎となる中期経営計画での将来販売予測、割引率、長期平均成長率等について仮定を設定しております。

これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### 3. 連結財政状態計算書に関する注記

- (1) 資産から直接控除した貸倒引当金
- |                 |          |
|-----------------|----------|
| 営業債権及びその他の債権    | 1,349百万円 |
| その他の金融資産（非流動資産） | 100百万円   |
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額
- |  |           |
|--|-----------|
|  | 91,124百万円 |
|--|-----------|
- (3) 保証債務
- |                      |      |
|----------------------|------|
| 従業員の銀行借入（住宅資金）に対する保証 | 4百万円 |
|----------------------|------|

### 4. 連結持分変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	58,938,210株	－株	－株	58,938,210株

- (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ①配当金支払額

2025年6月20日開催の第79回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・ 配当金の総額           3,121百万円
- ・ 1株当たり配当額   54円
- ・ 基準日                 2025年3月31日
- ・ 効力発生日           2025年6月23日

(注) 配当金の総額には、「役員報酬B I P信託口」及び「株式付与E S O P信託口」が所有する当社株式に対する配当106百万円が含まれております。

2025年11月10日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

#### 普通株式の配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 3,125百万円
- ・ 1株当たり配当額 56円
- ・ 基準日 2025年9月30日
- ・ 効力発生日 2025年12月5日

(注) 配当金の総額には、「役員報酬B I P信託口」及び「株式付与E S O P信託口」が所有する当社株式に対する配当96百万円が含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの  
2026年6月26日開催の第80回定時株主総会において、次の議案が提出されます。

- ・ 配当金の総額 3,030百万円
- ・ 1株当たり配当額 56円
- ・ 基準日 2026年3月31日
- ・ 効力発生日 2026年6月29日

(注) 配当金の総額には、「役員報酬B I P信託口」及び「株式付与E S O P信託口」が所有する当社株式に対する配当96百万円が含まれております。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク（①市場リスク（(i) 為替変動リスク、(ii) 金利変動リスク、(iii) 市場価格変動リスク）、②信用リスク、③流動性リスク）に晒されております。これらのリスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

当社グループは、資金調達については、事業計画に照らして、必要な資金を借入や社債の発行により調達することとし、資金運用については、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

#### ①市場リスク

##### (i) 為替変動リスク

当社グループは、グローバルに事業活動を展開しており、グループ各社の機能通貨以外の通貨で実施する取引及び在外営業活動体への純投資において、為替変動リスクに晒されております。

この為替変動リスクを低減するために、一部の外貨建債権等について、通貨別月別に把握された為替変動リスクに対して、為替予約等のデリバティブを利用してリスクを低減しております。当該デリバティブにはヘッジ会計は適用せず、公正価値の変動はすべて純損益に認識しております。

#### (ii) 金利変動リスク

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金を借入や社債の発行により調達しております。当社グループの借入金のうち一部は変動金利による借入金であり、金利変動リスクに晒されております。また、主に金利の上昇による将来の利息の支払額の増加を抑えるために、社債を固定金利で発行しています。

当社グループは金利変動リスクの回避を目的として、定められた方針に従ってデリバティブ（金利スワップ等）を利用することがあります。

#### (iii) 市場価格変動リスク

当社グループは、事業戦略を円滑に遂行する目的で業務上の関係を有する企業の株式等を保有しており、価格変動リスクに晒されております。これらの投資については、定期的に市場価格や発行体の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。なお、当社グループでは、トレーディング目的で保有する株式等はありません。

### ②信用リスク

営業債権、契約資産及びリース債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当社は、社内規程に従い、営業債権、契約資産及びリース債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握に努め、信用リスクの軽減を図っております。連結子会社についても、当社の社内規程に準じて、同様の管理を行っております。

連結計算書類に表示されている金融資産の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに係るエクスポージャーの最大値であります。なお、特定の取引先について、重要な信用リスクのエクスポージャーはなく、特段の管理を有する信用リスクの過度の集中はありません。

### ③流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行できなくなるリスクであります。

当社グループでは、資金繰り計画を定期的に作成する等の方法により、手元流動性の状況を把握し、常に必要な手元資金を十分に確保しております。

当社はグループ間でキャッシュマネジメントシステムを導入しており、グループ内の資金を集中的かつ効率的に管理することにより、流動性リスクの低減に努めております。

また、調達環境の急変時に当面の運転資金を確保できるよう、コミットメントラインを設定しております。

## (2) 金融商品の公正価値等に関する事項

### 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

当社グループでは公正価値で測定する金融商品について、算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：観察可能な公正価値の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該公正価値の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した公正価値

レベル2：観察可能な公正価値の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の公正価値の算定に係るインプットを用いて算定した公正価値

レベル3：観察できない公正価値の算定に係るインプットを使用して算定した公正価値

金融商品のレベル間の振替は、連結会計年度の末日において認識しております。

当連結会計年度において、レベル間の重要な振替が行われた金融商品はありません。

### ①公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する主な金融商品の測定方法は、以下のとおりであります。

#### (デリバティブ資産及びデリバティブ負債)

デリバティブ資産及びデリバティブ負債は、為替予約、通貨スワップ及び金利スワップ等であり、主に外国為替相場や金利等の観察可能なインプットを用いたモデルに基づいて公正価値を測定しております。

#### (優先株式)

優先株式のうち、資本性金融商品は、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択をしており、その公正価値は、(資本性金融商品)に記載の方法で測定しております。負債性金融商品である優先株式は、優先配当金の合計額である将来キャッシュ・フローを、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

#### (投資事業組合への投資)

投資事業組合への投資は、組合財産を公正価値評価できるものについては公正価値評価を行った上で、当該公正価値に対する持分相当額を当該組合への投資の公正価値とみなしております。

#### (ゴルフ会員権)

ゴルフ会員権の公正価値は、相場価格等に基づいて測定しております。

#### (資本性金融商品)

資本性金融商品については、レベル1に区分されているものは活発な市場で取引されている上場株式であり、取引所の市場価格によって測定しております。レベル3に区分されているものは非上場株式等であり、当社グループで定めた評価方針に基づき、主としてマルチプル法又は投資先の純資産に基づく評価モデル等の適切な評価方法により公正価値を測定しております。

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは、次のとおりであります。

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産：				
デリバティブ資産	－	48	－	48
優先株式	－	－	541	541
投資事業組合への投資	－	－	2,124	2,124
ゴルフ会員権	－	275	－	275
資本性金融商品	555	－	－	555
その他	－	－	6	6
その他の包括利益を通じて公正価値 で測定する金融資産：				
資本性金融商品	7,722	－	2,412	10,134
合計	8,277	324	5,085	13,687
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債：				
デリバティブ負債	－	260	－	260
合計	－	260	－	260

（注）当連結会計年度において、レベル1、2及び3の間の振替はありません。

レベル3に分類された金融商品の期首から期末までの変動は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	5,434
利得及び損失合計 (注)	
純損益	△380
その他の包括利益	271
取得	－
処分	△239
その他	－
期末残高	5,085

(注) 純損益に認識した利得又は損失は、連結損益計算書上の「金融収益」又は「金融費用」に表示しております。

純損益に認識した利得又は損失合計のうち、当連結会計年度末において保有する金融商品に係るものは、△380百万円であります。

レベル3に分類されている金融商品は、主に非上場株式と投資事業組合等への投資により構成されております。レベル3に分類されている金融商品に係る公正価値の測定は、当社グループの担当部門がグループ会計方針等に従って実施しております。公正価値の測定に際しては、対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いております。また、公正価値の測定結果については上位役職者のレビューを受けております。

経常的に公正価値で測定するレベル3に分類される金融商品の公正価値の測定に関する重要な観察可能でないインプットは、類似企業の株価収益率及び株価純資産倍率であります。当連結会計年度において、株価収益率は10.81倍～18.65倍、株価純資産倍率は0.5倍～6.5倍であり、公正価値はその上昇（低下）により増加（減少）します。

レベル3に分類される金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の公正価値の増減は重要ではありません。

## ②償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する主な金融商品に係る公正価値の測定方法は、以下のとおりであります。

(営業債権及びその他の債権「受取手形、売掛金、電子記録債権」、その他の金融資産「未収入金」、営業債務及びその他の債務「支払手形、買掛金、電子記録債務」、その他の金融負債「預り金、未払金」)

これらは短期間で決済されるものであるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

(その他の金融資産「敷金・保証金・入会金」)

敷金・保証金及び入会金は、一定の期間ごとに区分して、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により公正価値を算定しております。

(社債)

市場価格に基づき算定しております。

(借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるものであり、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

長期借入金は、固定金利によるものであり、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた金額によっております。

(その他の金融負債「長期預り金」)

一定の期間ごとに区分して、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により公正価値を算定しております。

償却原価で測定する主な金融商品の帳簿価額と公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。なお、短期並びに変動金利条件の場合は、公正価値は帳簿価額に近似しているため以下の表には含めておりません。ただし、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産					
償却原価で測定する金融資産					
敷金・保証金・入会金	2,974	－	2,883	－	2,883
金融負債					
償却原価で測定する金融負債					
社債	24,132	－	23,091	－	23,091
長期借入金	8,158	－	7,851	－	7,851
長期預り金	1,157	－	902	－	902
その他	105	－	－	105	105

## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解

当社グループは、「金融市場」、「流通・交通市場」、「遊技市場」、「海外市場」の4つを報告セグメントとしております。また、収益を、地域別及び収益認識の時期により以下のとおり分解しております。地域別の収益は顧客の所在地を基礎としております。これらの分解した収益と各報告セグメントの売上収益との関係は以下のとおりです。

## 収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計
	金融市場	流通・ 交通市場	遊技市場	海外市場	計		
地域別の収益							
日本	37,062	57,435	20,841	—	115,339	7,703	123,042
米州	—	—	—	98,862	98,862	—	98,862
欧州	—	—	—	98,944	98,944	—	98,944
アジア	—	—	—	16,544	16,544	—	16,544
顧客との契約から認識した収益	37,062	57,435	20,841	214,351	329,690	7,703	337,394
財又はサービスの種類別の収益							
製品及び商品	22,017	40,897	19,084	122,837	204,837	7,288	212,125
保守	15,044	16,538	1,757	91,513	124,853	414	125,268
顧客との契約から認識した収益	37,062	57,435	20,841	214,351	329,690	7,703	337,394
その他の源泉から認識した収益 (注) 2	—	201	247	1,739	2,188	—	2,188
外部顧客への売上収益	37,062	57,637	21,088	216,091	331,879	7,703	339,582

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、国内のコインパーキング事業者への販売、新規事業等が含まれております。
2. 「その他の源泉から認識した収益」には、IFRS第16号「リース」に基づくリース収益が含まれております。

当社グループの事業は、「金融市場」、「流通・交通市場」、「遊技市場」、「海外市場」及び「その他」の区分により構成されており、各市場において製品の製造、販売及びメンテナンス等の保守サービスの提供を行っております。

これらの市場の製品は、通常、製品が設置され顧客に引渡された時点で、当該製品に対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されるため、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。保守サービス収入は、契約のうち、主に、履行義務が時の経過につ

れて充足されるものについては、顧客との契約において約束された対価の金額を契約期間にわたり均等に収益認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価の金額から値引き等を控除した金額で測定しており、製品の販売に係る対価は、履行義務を充足してから概ね90日以内に受領しております。約束された対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

当該製品の販売に係る取引の対価を製品の引渡前に前受金として受領する場合や当該保守契約に係る取引の対価を契約時に一括で前受により受領している場合等については、履行義務が充足するまで契約負債を認識しております。

## (2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権 (期首)	65,585
顧客との契約から生じた債権 (期末)	66,703
契約資産 (期首)	2,965
契約資産 (期末)	2,875
契約負債 (期首)	28,351
契約負債 (期末)	33,557

(注) 当連結会計年度において認識した契約資産の減損損失はありません。

契約資産は主に、製品及び保守サービス等を組み合わせた複数要素取引について、期末日時点で一部完了していない履行義務のうち、完了した部分に係る対価に関連するものがあります。契約資産は、支払に対する権利が無条件になった段階で債権に振り替えられます。

契約負債は主に、メンテナンス等の保守サービスにおいて、顧客から受け取った前受金に関連するものがあります。

連結財政状態計算書において、契約資産は「その他の流動資産」に、契約負債は「その他の流動負債」及び「その他の非流動負債」に含まれております。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、19,899百万円であります。当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額の重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、保守サービス収入等に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2026年3月31日)
1年以内	9,746
1年超	14,998
合計	24,745

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当連結会計年度において、顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産はありません。

## 7. 1 株当たり情報に関する注記

- |                              |           |
|------------------------------|-----------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分          | 4,158円59銭 |
| (2) 基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益 | 284円71銭   |
| 希薄化後1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益    | 275円68銭   |

(注) 資本の部において、自己株式として計上されている「役員報酬B I P信託口」及び「株式付与E S O P信託口」に残存する当社株式は、1株当たり親会社所有者帰属持分の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当連結会計年度1,727,991株）。

また、基本的1株当たり当期利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当連結会計年度1,770,780株）。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

（自己株式の取得及び消却）

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

### 1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

2027年3月期に係る「利益配分に関する基本方針」において掲げる「総還元性向100%以上」の目標を踏まえ、自己株式の取得を実施するものであります。また、取得した自己株式は、その全数を消却する予定です。

### 2. 自己株式の取得に係る事項の内容

- |               |   |
|---------------|---|
| (1)取得対象株式の種類  | 当社普通株式  |
| (2)取得し得る株式の総数 | 4,000,000株（上限）<br>（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 7.4%） |
| (3)株式の取得価額の総額 | 12,000百万円（上限）                                   |
| (4)取得期間       | 2026年5月18日～2027年3月31日                           |
| (5)取得方法       | 東京証券取引所における市場買付け                                |

### 3. 自己株式の消却に係る事項の内容

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| (1)消却する株式の種類 | 当社普通株式             |
| (2)消却する株式の総数 | 上記2.により取得した自己株式の全数 |
| (3)消却予定日     | 2027年6月30日         |

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	前期(ご参考)	科目	当期	前期(ご参考)
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>126,198</b>	<b>126,929</b>	<b>流動負債</b>	<b>72,704</b>	<b>67,992</b>
現金及び預金	22,231	24,117	支払手形	21	102
受取手形	7	58	電子記録債務	1,488	4,151
電子記録債権	566	495	買掛金	7,370	7,021
売掛金	41,390	40,827	短期借入金	15,290	14,832
契約資産	952	576	1年内返済長期借入金	7,778	4,617
商品及び製品	18,259	17,970	関係会社短期借入金	25,327	20,367
仕掛品	5,324	6,612	未払金	5,564	7,439
原材料及び貯蔵品	21,520	25,745	未払法人税等	799	—
関係会社短期貸付金	9,249	3,863	未払費用	1,329	1,321
前渡金	561	27	契約負債	2,082	1,791
前払費用	159	172	預り金	324	263
未収消費税等	1,281	—	賞与引当金	4,037	4,815
未収還付法人税等	—	709	役員賞与引当金	104	248
その他	4,773	5,851	設備関係電子記録債務	135	225
貸倒引当金	△77	△98	株式付与引当金	661	541
<b>固定資産</b>	<b>229,806</b>	<b>226,649</b>	その他	387	251
<b>有形固定資産</b>	<b>22,091</b>	<b>22,526</b>	<b>固定負債</b>	<b>55,009</b>	<b>59,722</b>
建物	9,128	9,258	社債	24,200	24,200
構築物	208	229	長期借入金	28,162	35,007
機械及び装置	1,396	1,249	株式付与引当金	370	306
車輛及び運搬具	9	12	退職給付引当金	168	199
工具、器具及び備品	3,093	3,511	繰延税金負債	2,095	—
土地	8,113	8,109	その他	13	9
建設仮勘定	142	154	<b>負債合計</b>	<b>127,714</b>	<b>127,714</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>5,285</b>	<b>5,383</b>	<b>純資産の部</b>		
ソフトウェア	5,283	5,382	<b>株主資本</b>	<b>224,560</b>	<b>223,470</b>
その他	1	1	資本金	12,892	12,892
<b>投資その他の資産</b>	<b>202,430</b>	<b>198,739</b>	資本剰余金	20,779	20,779
投資有価証券	10,450	9,738	資本準備金	20,629	20,629
関係会社株式	164,924	164,921	その他資本剰余金	150	150
関係会社出資金	620	698	利益剰余金	211,465	197,503
関係会社長期貸付金	8,171	9,455	利益準備金	3,223	3,223
長期前払費用	250	322	その他利益剰余金	208,242	194,280
繰延税金資産	—	259	配当準備積立金	3,000	3,000
前払年金費用	16,309	11,848	試験研究基金	2,000	2,000
その他	1,702	1,493	別途積立金	86,500	86,500
貸倒引当金	△0	△0	繰越利益剰余金	116,742	102,780
<b>資産合計</b>	<b>356,005</b>	<b>353,579</b>	自己株式	△20,578	△7,705
			<b>評価・換算差額等</b>	<b>3,731</b>	<b>2,393</b>
			その他有価証券評価差額金	3,731	2,393
			<b>純資産合計</b>	<b>228,291</b>	<b>225,864</b>
			<b>負債純資産合計</b>	<b>356,005</b>	<b>353,579</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
<b>売上高</b>	<b>152,615</b>	<b>175,396</b>
売上原価	95,154	104,934
<b>売上総利益</b>	<b>57,460</b>	<b>70,462</b>
販売費及び一般管理費	43,840	45,647
<b>営業利益</b>	<b>13,619</b>	<b>24,814</b>
<b>営業外収益</b>	<b>13,419</b>	<b>15,971</b>
受取利息	505	1,791
受取配当金	12,128	11,600
為替差益	265	—
賃貸収入	186	187
その他の営業外収益	333	2,391
<b>営業外費用</b>	<b>2,723</b>	<b>6,179</b>
支払利息	2,125	2,295
賃貸原価	67	80
為替差損	—	3,481
投資事業組合運用損	405	—
その他の営業外費用	124	321
<b>経常利益</b>	<b>24,316</b>	<b>34,606</b>
<b>特別利益</b>	<b>675</b>	<b>506</b>
投資有価証券売却益	661	504
固定資産売却益	13	2
<b>特別損失</b>	<b>443</b>	<b>3,719</b>
固定資産除却損	49	118
固定資産売却損	1	0
投資有価証券評価損	—	251
投資有価証券売却損	—	0
関係会社株式評価損	392	3,281
減損損失	—	68
<b>税引前当期純利益</b>	<b>24,548</b>	<b>31,393</b>
法人税、住民税及び事業税	2,599	2,953
法人税等調整額	1,739	3,051
<b>当期純利益</b>	<b>20,208</b>	<b>25,387</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本												
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金						自 己 株	株 主 資 本 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金							利 益 剰 余 金 合 計
						配 当 準 備 積 立 金	試 験 基 金	験 究 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2025年4月1日残高	12,892	20,629	150	20,779	3,223	3,000	2,000	86,500	105,384	200,107	△7,705	226,075	
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				-	-	-	-	-	△2,604	△2,604		△2,604	
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	12,892	20,629	150	20,779	3,223	3,000	2,000	86,500	102,780	197,503	△7,705	223,470	
事業年度中の変動額													
剰余金の配当				-					△6,246	△6,246		△6,246	
当期純利益				-					20,208	20,208		20,208	
自己株式の取得				-						-	△13,481	△13,481	
自己株式の処分				-						-	608	608	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)													
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	13,962	13,962	△12,872	1,089	
2026年3月31日残高	12,892	20,629	150	20,779	3,223	3,000	2,000	86,500	116,742	211,465	△20,578	224,560	

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2025年4月1日残高	2,393	2,393	228,468
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		-	△2,604
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	2,393	2,393	225,864
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		-	△6,246
当期純利益		-	20,208
自己株式の取得		-	△13,481
自己株式の処分		-	608
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	1,337	1,337	1,337
事業年度中の変動額合計	1,337	1,337	2,426
2026年3月31日残高	3,731	3,731	228,291

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純  
資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により  
算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ②デリバティブ等

デリバティブ……………時価法

##### ③棚卸資産

製品、仕掛品……………総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切  
下げの方法）

商品、原材料、貯蔵品……………移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切  
下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 7年

無形固定資産……………自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他

定額法

### (3) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。
- 役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。
- 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（規約型確定給付企業年金制度13年、基金型確定給付企業年金制度11年）による定率法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（規約型確定給付企業年金制度13年、基金型確定給付企業年金制度11年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- 株式付与引当金……………株式交付規程に基づく当社取締役及び執行役員等への当社株式等の交付等に備えるため、当事業年度末における株式等の交付等見込額に基づき計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

製品の販売……………製品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、通常、製品が設置され顧客に引渡された時点で、当該製品に対する支配が顧客に移転し、充足されるため、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

保守サービスの提供……………保守サービスの提供に係る収益は、主に当社製品の保守であり、契約のうち、常時利用可能な状態を顧客に提供することを履行義務としているものについては、時の経過につれて履行義務が充足されることから、顧客との契約において約束された対価の金額を契約期間にわたり均等に収益認識しております。

#### (5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、振当処理を採用しております。  
また、特例処理の要件を充たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……………	(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
通貨スワップ……………		外貨建借入金
金利スワップ……………		借入金

ヘッジ方針……………将来の為替相場の変動による損失を回避する目的で、通貨スワップ取引を行っております。また、将来の金利変動による損失を回避する目的で、金利スワップ取引を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法……………振当処理を行った通貨スワップ及び特例処理を行った金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(研究開発費の計上区分の変更)

当社は、当事業年度より、従来、売上原価に計上していた研究開発費を、販売費及び一般管理費に計上する方法に変更しております。キャッシュレス決済の普及や世界的な金融機関の店舗統廃合など、当社を取り巻く事業環境が大きく変化している中、当社グループは、『2026中期経営計画』において収益力の向上を目指したROIC経営を推進し、資本コストを意識した運営を徹底しております。その中で、従来の通貨処理機にソフトウェアプラットフォームを融合させることによるDXビジネスの成長を掲げ、コア事業におけるハードウェア開発から新領域事業における新価値創造に向けた新たなサービス・ソリューション開発まで一貫して推進することを目指しており、そのための組織改革として開発部門の組織体制を変更し、当事業年度より本格的に運用を開始しております。当該会計方針の変更は、この組織体制の変更を反映すべく、売上原価並びに販売費及び一般管理費の範囲を見直したことによるものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産帳簿価額に反映されております。この結果、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の遡及適用後の期首残高は2,604百万円減少しております。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において区分掲記しておりました営業外収益の「投資事業組合運用益」は、当事業年度において重要性が乏しいため、営業外収益の「その他の営業外収益」に含めて表示しております。なお、当事業年度における「投資事業組合運用益」は17百万円であります。

前事業年度において営業外費用の「その他の営業外費用」に含めて表示しておりました「投資事業組合運用損」は、当事業年度において重要性が増したため、区分掲記しております。なお、前事業年度における「投資事業組合運用損」は26百万円であります。

#### 4. 重要な会計上の見積りに関する注記

##### (1) 棚卸資産の評価

###### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末における貸借対照表に商品及び製品として18,259百万円、仕掛品として5,324百万円、原材料及び貯蔵品として21,520百万円計上しております。

2026年3月31日時点における評価の結果、棚卸資産評価損戻入として442百万円を計上しております。

###### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「重要な会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりであります。

##### (2) 関係会社株式の評価

###### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末の貸借対照表に計上されている関係会社株式にはGlory Global Solutions (International) Ltd.株式123,133百万円が含まれております。

2026年3月31日時点における評価の結果、当該関係会社株式の関係会社株式評価損は認識しておりません。

###### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当該関係会社株式は取得原価を貸借対照表価額としておりますが、関係会社株式の実質価額が取得原価に比べて50%以上低下した場合、当該実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、当該実質価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と実質価額の差額は評価損として計上することとしております。

当該関係会社株式の実質価額は、関係会社の1株当たりの純資産額を基礎とした金額に超過収益力を反映しており、超過収益力については、当該関係会社の業績等の把握や事業計画との比較分析により、その減少の有無を確認しております。超過収益力を反映した実質価額は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。将来キャッシュ・フローは販売予想数量、販売予想単価に基づく3ヵ年の中期経営計画を基礎とし、中期経営計画期間以降は一定の成長率を適用して継続価値を算定しております。

当該関係会社株式の実質価額については、主要な仮定が合理的な範囲で変更されたとしても、それにより実質価額が取得原価に比べて50%以上低下する可能性は低いと予想しております。

## 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	61,737百万円
(2) 保証債務	
従業員の銀行借入（住宅資金）に対する保証	4百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務	
①短期金銭債権	29,186百万円
②短期金銭債務	7,312百万円

## 6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
①売上高	66,621百万円
②仕入高	55,620百万円
③営業取引以外の取引高	13,082百万円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,141,650株	3,676,226株	－株	4,817,876株

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加3,676,226株のうち、3,676,100株は取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加、126株は単元未満株式の買取りによる増加であります。

(注2) 上記のほか、取締役向け株式報酬制度の信託財産として「役員報酬B I P信託口」が所有する320,664株及び執行役員等向けインセンティブ・プランの信託財産として「株式付与E S O P信託口」が所有する1,407,327株があります。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
退職給付に係る否認額	52
賞与引当金	1,271
賞与未払社会保険料	181
研究開発費	1,955
減価償却限度超過額	402
土地減損に係る否認額	308
投資有価証券評価損	2,607
株式付与引当金	278
棚卸資産評価損	289
譲渡損益繰延	174
投資簿価修正	577
その他	441
繰延税金資産小計	8,541
評価性引当額	△3,714
繰延税金資産合計	4,827
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,781
前払年金費用	△5,137
その他	△3
繰延税金負債合計	△6,922
繰延税金負債の純額	△2,095

(注) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社

属性	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	グローリー ナスカ株式 会社	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売	遊技関連機器の販売 (注1)	9,660	売掛金	3,354
				資金の借入	13,672	関係会社短期 借入金	8,612
				借入金の返済	13,444		
				利息の支払(注2)	31		
子会社	Glory Global Solutions (International) Ltd.	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売 役員の兼任	当社製品の 販売(注1)	45,370	売掛金	18,402
				資金の貸付	9,192	関係会社短期 貸付金	8,230
				貸付金の回収	6,167	関係会社長期 貸付金	6,397
				利息の受取(注2)	413		
子会社	GLORY (PHILIPPINES), INC.	所有 直接 100.0%	当社製品の 製造	当社製品の 仕入(注1)	20,513	未収入金	3,614
						買掛金	1,802
子会社	Sitrade Italia S.p.A.	所有 直接 95.0%	当社製品の 販売	当社製品の 販売(注1)	6,066	売掛金	1,102
				資金の借入	-	関係会社短期 借入金	7,796
				借入金の返済	-		
				利息の支払(注2)	241		

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格については、市場価格等を勘案して交渉の上、決定しております。

(注2) 資金の貸借については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,357円34銭
(2) 1株当たり当期純利益	373円90銭

## 12. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

### 1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

2027年3月期に係る「利益配分に関する基本方針」において掲げる「総還元性向100%以上」の目標を踏まえ、自己株式の取得を実施するものであります。また、取得した自己株式は、その全数を消却する予定です。

### 2. 自己株式の取得に係る事項の内容

- (1)取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2)取得し得る株式の総数 4,000,000株 (上限)  
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 7.4%)
- (3)株式の取得価額の総額 12,000百万円 (上限)
- (4)取得期間 2026年5月18日～2027年3月31日
- (5)取得方法 東京証券取引所における市場買付け

### 3. 自己株式の消却に係る事項の内容

- (1)消却する株式の種類 当社普通株式
- (2)消却する株式の総数 上記2. により取得した自己株式の全数
- (3)消却予定日 2027年6月30日

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

グローリー株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石井尚志

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山岸康徳

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グローリー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、グローリー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

グローリー株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石井尚志

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山岸康徳

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グローリー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

グローリー株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 犬賀昌人 ㊟

監査等委員 加藤恵一 ㊟

監査等委員 生川友佳子 ㊟

(注) 監査等委員加藤恵一及び生川友佳子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上